

## おのこどもかい規約

### (名称と事務所)

第1条 本会は、「おのこどもかい」といい、事務所を小野学習等供用施設（春日井市小野町2丁目75番地）に置く。

### (目的)

第2条 本会は、異なる年齢の子ども達が交流し、協力して活動することにより、子ども達の自主性と社会性を高め、その健全な成長とともに、地域社会における福祉の増進に資することを目的とする。

### (構成)

第3条 本会は、小野小学校区に住み入会を希望する就学前3年の幼児から中学校第3学年までの子どもを会員とし、会員とその保護者及び本会の趣旨に賛同する成人等（以下「成人等」という。）で構成する。

2 会長が認めれば、小野小学校区以外の子どもも、本会の会員になることができる。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員が仲よく楽しく遊べる行事をすること。
- (2) 会員が丈夫な体をつくる活動をすること。
- (3) 会員が知識や技能を伸ばすための活動をすること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 3人
- (4) 会計 1人
- (5) 監査 1人

2 役員は、会員の保護者及び成人等の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の経理を処理する。

4 監査は、本会の会計に関する書類を監査する。

(総会)

第7条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、年1回開催とし、臨時総会は、役員会が必要と認めたとき(又は成人等の2分の1以上の請求があったとき)に開催する。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) その他本会の運営に関すること

(役員会)

第8条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員総数の2分の1以上から請求があったときに開催する。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(議長)

第9条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第10条 会議の議事は、出席者の2分の1の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第11条 本会の経費は、市補助金、小野区町内会助成金等の収入をもってあてる。

2 本会の年会費は無料とし、行事ごとに参加費を徴収する。ただし、小野区町内会加入世帯の子どもの参加費は無料とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(書類等)

第13条 本会に、次の書類及び帳簿を備える。

- (1) 会員名簿および役員名簿
- (2) 活動記録
- (3) 予算書、決算書および現金出納簿

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項のほか、この会の運営上必要な事項が生じたときは、総会の議決により定める。

附 則

設立日 令和6年6月1日

この規約は、令和6年6月1日から施行する。